



# 島根県報

平成26年12月9日（火）

## 第2,656号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

### 目 次

**【告 示】**

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農村整備課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	3
解除予定保安林	（       "       ）	3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水産課）	3
土砂災害警戒区域の指定	（砂防課）	4
土砂災害警戒区域の指定の解除	（       "       ）	4

**【公 告】**

平成27年島根県歯科技工士国家試験の実施	（医療政策課）	4
都市計画決定の図書の縦覧	（都市計画課）	6

**告 示****島根県告示第670号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成26年12月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社サンフローズ	通所介護	茶話本舗花のある家中 吉田邸	益田市中吉田町953番地3	平成26年12月1日

**島根県告示第671号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年12月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市久手町土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

渡邊 英富 大田市久手町刺鹿1171  
 田原 洋司 大田市久手町波根西937  
 生越 大地 大田市久手町波根西1784  
 荻野 克巳 大田市久手町波根西1746-4  
 長島 健司 大田市久手町波根西67-3  
 松井 文子 大田市久手町刺鹿1219

監事

渡邊 雄一 大田市久手町波根西1741-5  
 原 光平 大田市鳥井町鳥井1677

## 2 就任年月日

平成26年10月23日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

理事

山田 隆 大田市久手町刺鹿中尾1429  
 安藤 正剛 大田市久手町刺鹿1024-3  
 竹下 努 大田市大田町栄町口747  
 川上 克巳 大田市久手町波根西1852-7  
 松井 文子 大田市久手町刺鹿1219  
 渡辺 羊一 大田市久手町刺鹿2304  
 田原 剛 大田市久手町波根西1382-1  
 渡邊 弘則 大田市久手町刺鹿24-2

## 監事

和田 勝代 大田市久手町波根西1725-9

原 光平 大田市鳥井町鳥井1677

## 島根県告示第672号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年12月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町真木943-7（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第673号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年12月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除予定保安林の所在場所

大田市朝山町朝倉字竹原1605-2、波根町字大王寺2921-9、2922-3、波根町字谷市2979-8、2979-10

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

## 島根県告示第674号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成26年12月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市加入区（漁業協同組合 J F しまね）

#### 島根県告示第675号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年12月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

雲南市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

地滑り

小川

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

#### 島根県告示第676号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、平成26年島根県告示第287号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年12月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

雲南市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

地滑り

小川

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

## 公

## 告

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成26年12月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験期日

(1) 学説試験 平成27年2月18日（水）午前9時から

(2) 実地試験 平成27年2月19日（木）午前9時から

2 試験場所

松江市南田町141番地9 島根県歯科技術専門学校

### 3 試験科目

#### (1) 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、関係法規

#### (2) 実地試験

歯科技工実技

### 4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成27年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成27年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

### 5 受験手続

#### (1) 受験願書の受付期間

平成27年1月6日（火）から同月14日（水）まで（郵送による場合は、平成27年1月14日までの消印のあるものに限って受け付ける。）

#### (2) 受験願書の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部医療政策課

#### (3) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験資格を証明する書類

(ア) 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書（平成27年3月31日までに卒業する見込みの者にあつては卒業見込証明書とし、卒業後直ちに卒業証明書を追加提出すること。）

(イ) 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

(ウ) 4の(4)に該当する者は、歯科技工士国家試験受験資格認定書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽で正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものの裏面に「(シギ)」の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、島根県が交付する写真票に貼り付け、所定の事項を記入して提出すること。）

### 6 試験手数料及び納入方法

試験手数料36,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を受験願書の所定の箇所に貼り付けること。

### 7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 受験者は、試験当日、次のものを持参すること。

ア 受験票

イ 筆記用具

ウ その他受験票に記載のもの

(3) 合格者の発表は、平成27年3月13日（金）に島根県庁前の掲示場に掲示して行うほか、合格者には、合格証書を交

付する。

- (4) 受験手続等について不明な点は、島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（電話0852-22-6277）へ問い合わせること。
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
江津都市計画特別用途地区
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課